

姫路市立中・義務教育学校
部活動ガイドライン

平成 31 年 1 月

姫路市教育委員会

□ 部活動の位置付け

学習指導要領では、「生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。」と明示され位置付けられている。

従って、中学校学習指導要領はもとより、兵庫県「指導の重点」並びに、本市「学校園教育指針」や学校の教育目標に沿った運営・指導を行い、教育効果を高める活動として実施されなければならない。

1 部活動の意義・目的

部活動は、心身の成長が著しい生徒が、自らの興味や関心等を深く追求し、それぞれの個性や能力を主体的な取組によって伸長したり、学年や学級の枠を越えて、仲間と切磋琢磨しながら、励ましたり協力したりする中で、社会性を育み人間形成に資するものである。

また、中学校 3 年間だけではなく、生涯にわたってスポーツや文化に親しんだり、楽しんだりすることができる資質・能力の育成を目指している。そのため、日常の練習において、大会やコンクール等の結果のみを目標にするのではなく、それに向けた一人ひとりの取組に目を向けた丁寧な指導が大切である。

2 適切な運営のための体制整備

(1) 各校における部活動に係る方針の策定

本ガイドラインに則り、校長は学校の教育活動との関連を考慮し、毎年「学校の部活動に係る活動方針」を策定し、学校ホームページ等の掲載により公表するとともに、その運用を徹底する。

また、初年度である平成 31 年度については、遅くとも 1 学期中に策定し、2 学期より運用を徹底する。

(2) 活動計画・実績報告

部活動顧問は「学校の部活動に係る活動方針」に則り、指導方針や年間の活動計画（活動日、休養日及び大会参加日等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日時等）を作成し、校長に提出する。その際、部活動顧問は生徒の多様なニーズや意見を把握し、生徒の主体性を尊重して設定する事が大切である。また、毎月の計画や大会・コンクール等の開催予定などを事前に生徒・保護者に伝える。

(3) 活動の指導・是正

校長は毎月の活動計画及び活動実績の確認により、適切な指導が行われているかを把握し、適宜、指導、是正を行う。また、毎学期の実績報告をまとめ教育委員会に提出する。

(4) 部活動指導員の活用

部活動指導員の活用については、「姫路市立中学校部活動指導員設置要綱」に則り、学校職員として校務分掌に位置付ける。

また、校長の監督の下、部活動指導員単独での運営を実施する際には、担当教諭等と日常的に指導内容や生徒の様子、事故対応等について情報共有を図る。

3 適切な指導の実施

(1) 安全指導の充実

ア 生徒の心身の健康管理

スポーツ医・科学の見地から、練習効果を得るためには、休養を適切に取ることや、過度の練習が成長期の生徒のスポーツ障害・けがのリスクを高めたり、バーンアウト（燃え尽き症候群）をおこしたりすることにつながることを理解する。

また、女子の成長期における体と心の状態に関する正しい知識を得た上で指導を行う。

イ 事故の防止

生徒は一人ひとり発達段階、体力、習得状況が異なることから事前事後の健康チェックや活動中の健康観察を行い、無理の無い練習となるよう留意する。特に十分に活動になれていない1年生や定期考査・長期休養後の活動については特に注視する。

また、気象環境による熱中症等を未然に防止できるよう、危機管理意識や知識を深めるとともに、万が一、事故が起こった場合についての対処の仕方や救急体制の確立を図る。

ウ 体罰・ハラスメントの根絶

指導にあたっては、体罰はもとより、生徒の人間性や人格の尊厳を損ねたり否定したりするような発言や行為は許されない。体罰などを厳しい指導として正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識を、部活動に係わる全ての指導者がもつことが不可欠である。

また、保護者等も同様の認識を持つことが重要であり、校長や顧問教員が積極的に説明し、理解を得られるようにする。

エ 施設・設備・用具の安全点検の実施

施設・設備・用具の定期的な安全点検を実施し、常に安全を確認する。

また、生徒自身が安全に関する知識や技能を身に付け、積極的に自分や他人の安全を確保できるようにする事が大切である。

オ 校外での活動について

練習試合や大会・コンクールの参加等について、校外で活動する場合は、実施日や場所、引率方法など必ず事前に校長の承認を得る必要がある。

また、対外試合等による校外への移動については、原則、公的交通機関（貸切バス等含む）を利用する。集合及び解散場所は校区内を原則とし、顧問教員または部活動指導員の引率を厳守する。交通費を徴収する場合は、収支決算を明らかにし、定期的に保護者に報告する。

(2) 効果的な指導

ア 自主的・自発的な活動の実践

指導者からの一方向の指導ではなく、個々の生徒が、自分の目標や課題、部活動内の役割などを自ら設定し、その達成、解決に向けて必要な取組を考え、実践につなげられるよう支援する。また、試合等に参加するかどうかは生徒の意思を尊重し、競技志向ではない生徒の活動についても理解することが大切である。

イ 短時間で効果的な指導の実践

それぞれの競技種目や活動の特性を踏まえた科学的、合理的な内容、指導方法による実効性のある指導を積極的に取り入れ、生徒が短時間に集中して取り組めるようにする。

ウ 適切な休養日の設定

成長期の生徒が、運動、休養及び睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、スポーツ医・科学の観点からジュニア期における活動時間に関する研究及び顧問教員の多忙化解消の観点を踏まえ、以下の基準とする。

○週当たり 2 日以上 of 休養日を設ける。

国・県のガイドラインにも示されているように、部活動以外の多様な活動に触れる時間の確保を図るため、姫路市全体で取り組んできた基準日（平日月曜日・休日第 2 第 4 日曜日）を基に、休日においても毎週少なくとも 1 日は休養日を設ける。

実施については、平成 31 年 1 月より試行期間とし、平成 31 年 2 学期より完全実施とする。

○1 日の活動時間は、平日 2 時間、休日 3 時間程度とする。

ただし、大会等においてやむを得ず長時間の活動になる場合においては、活動中における生徒の体調管理はもちろん、活動後の疲労回復に努め、日常の活動がさらに充実したものになるよう、活動内容の研究と精選に努める。（活動時間の目安は準備運動から整理運動までとする）

○長期休業中の休養日の設定は、学期中に準じた扱いを行う。

生徒が家庭や地域で過ごす機会を確保できるよう、長期休業日にはまとまった休養期間（オフシーズン）を設ける。

4 指導力の向上に向けて

(1) 科学的・合理的な指導内容、指導方法の習得

指導者は、効果的な指導に向けて、自身のこれまでの実践、経験に頼るだけではなく、指導内容や方法に関して、研究機関や優れた指導者の研究により、理論付けされたものや科学的根拠が得られるもの、新たに開発されたものなどを積極的に習得し、日常の指導において活用することが求められている。

種目別指導者研修やスポーツ競技の国内総括団体が作成する運動部における合理的かつ効率的・効果的な活動のための手引書を活用し、各競技種目の特性を踏まえた活動を実施し、技能や記録の向上を図る。

(2) 部活動のマネジメント力やその他多様な指導力の習得

生徒にとって部活動が総合的な人間形成の場となるよう、生徒の発達段階や成長による変化、心理、生理、栄養、休養、部のマネジメント、コミュニケーション、リーダー育成等に関する幅広い知識や技能を継続的に習得し、指導力を身に付けていくことが望まれる。

5 教育委員会の取組

(1) ガイドラインの検証について

「姫路市立中学校部活動検討会」を開催し、「姫路市立中学校部活動運営懇話会」の様子や、「ノー部活デー」の取組等を話し合い、適切で効果的な部活動の在り方を検討する。

また、必要に応じて適宜、ガイドラインの見直しを行う。

(2) 安全な部活動の実施に向けて

命に係わる重大事故につながる熱中症や頭部外傷の予防に向けて、専門医を講師に招き、研修会を実施する。

(3) 部活動指導員について

- ・部活動指導員を任用し、学校の実情に応じて配置する。
- ・部活動指導員の、資質向上に向けた研修を行う。

(4) 指導力向上

- ・専門外の種目を指導する教員を対象に、教員の資質向上に向けた研修を行う。
- ・部活動指導に特化した初任者研修を行う。

補足：本ガイドラインは、姫路市立中・義務教育学校の全部活動におけるガイドラインとする。

〔担当 姫路市教育委員会健康教育課 電話 221-2770（直通）〕